

蒲郡市監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 5 日

蒲郡市監査委員	尾 崎 隆 久
同	壁 谷 勇 司
同	大 須 賀 林

公の施設の指定管理者監査の結果について

1 監査の対象

- (1) 団 体 名 蒲郡市小江公民館管理運営委員会
- (2) 管理施設名 蒲郡市小江公民館
- (3) 所 管 課 教育委員会 生涯学習課

2 監査の実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間
令和 7 年 1 2 月 1 1 日から令和 8 年 1 月 2 6 日まで
- (2) 実施場所
蒲郡市小江公民館（蒲郡市神明町 2 番 1 0 号）
蒲郡市役所監査委員室

3 監査の範囲及び方法

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、所管課職員から執行状況の説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類を調査した。団体の経理事務については、関係者から説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類の調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果、監査対象団体等が実施した施設の管理及び管理業務に関する出納その他の事務及び団体の経理事務については、概ね適正に執行されていると認められた。